

育児休業を取得する場合のバンビーホームの利用について(令和元年 11 月 5 日現在)

保護者が出産後に引き続き育児休業を取得する場合、以下の要件を満たすことにより、バンビーホームを継続して利用する申請をすることができます。下記内容をよく確認していただき、必要書類を準備の上、入所希望のバンビーホームへ申請してください。

■ 入所要件・入所承認期間

入所要件	入所承認期間
就労でご利用いただいている方で産前産後休業後、引き続き育児休業を取得し、生まれた子が満一歳の誕生日の属する月から出産前と同じ職場に復帰する場合	最長、生まれた子が満一歳になる誕生日の前日の属する月末まで

- ※ 延長保育は特別な事情がある場合を除き申請できません。特別な事情により延長保育を希望される場合、地域教育課にご相談ください。
- ※ 保育所等に入所できない(内定辞退を除く)ことによりやむを得ず職場復帰できなかった場合、地域教育課にご相談ください。
- ※ 生まれた子の保育所等への申請状況及び入所状況について、保育所担当課等に照会します。

■ 提出書類

提出書類	必要部数
申立書 ※ 育児休業を取得するためにバンビーホームの利用を希望する旨を記載	世帯で1部
同意書及び誓約書(育児休業取得者用)	世帯で1部
母子手帳のコピー(区市町村による出生証明印が押印されているページ)	世帯で1部
就労証明書(外勤用) ※ <u>育児休業を取得中であること及び育児休業の終了年月日の記載があるもの</u> ※ 証明内容等について、職場に照会する場合があります。 ※ コピー不可	世帯で1部

- ※ 各書類はバンビーホームを利用する兄弟姉妹について兼ねることができます。

※ 職場復帰決定後、再度「就労証明書」を取得し「変更届」と共にバンビーホームへ提出してください。

■ 申請受付等

【受付場所】入所希望のバンビーホーム

【受付時間】バンビーホームの開所時間

【その他必要書類】新規入所及び再入所の場合は「その他入所申請提出書類」と、既に利用中で入所要件変更の場合は「変更届」と共にご提出ください。